

平成 30 年度完成工事アンケート調査について（静岡県発注工事）

Q 1. 入札前における問題点・要望点・提案事項

（設計・計算・計画・質問事項・入札条件・積算・見積・施工条件・配置技術者等）

・発生した問題点

1. 隣接工事や未完了の前発注工事のために施工できない状態であるのに、工期設定が短く、非常にきつい工程となっていました。実際の現場条件に即した工期設定で発注して頂きたい。
(沼津土木事務所)

（回答：建設技術企画課）

静岡県では工期設定支援システムを平成 30 年度に試行導入、平成 31 年度から本格導入しており、雨休日等の不稼働日を考慮した工期設定を行っているところですが、今後は関連工事の進捗状況等も考慮し工期設定を行うよう周知徹底を図り、適正な工期設定を行っていくよう努めて参ります。

2. 冬季（11 月から翌年 3 月頃）の季節風によって待機日数が増え工期を圧迫する港湾工事の発注時期を、完成工期が 10 月末頃になるように検討して頂きたい。

(下田土木事務所)

（回答：港湾整備課）

工期が冬季に集中しないよう、債務負担行為等を活用し、工事請負契約時期の早期化、工事の早期着工及び早期完了に努めています。

3. 道路幅が 2.5m 以下の農道工事で路盤工を施工するのに、碎石等の材料を運搬する為には材料置場を確保して、大型ダンプで購入した碎石を仮置きしてから、2t ダンプに積込んで約 1.5 キロを小運搬しなければなりません。生コンは小型車割増しがあります BUT 碎石等においても小型車割増しを設定して頂きたい。

(賀茂農林事務所)

（回答：建設技術企画課）

生コンの場合はコンクリートミキサー車がプラントから出荷する時点で、小型車となります BUT 碎石等の場合は運搬途上で小型車への積み替えが可能なため、小型車割増しは設定していません。

工事の発注にあたっては、地域特性を確認の上、仮置・積込等、地域条件にあつた設計積算を行うよう再度説明会等で周知を図ります。

なお、入札公告の時点でお気付きの点は、質問等により発注機関に確認してください。

4. 施工条件明示事項に、工事用地未処理部分については発注者にて借地農地転用を行うこととなっていましたが、受注後に手続も地権者との協議も実施されていない事が判明し、受注者が借地と農地転用の申請を行うことなり、着手も遅れました。施工条件明示事項の内容を遵守して頂きたい。 (島田土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

工事の発注にあたっては、施工に制約を与える施工条件を正確に明示し円滑な施工を図るよう周知していきます。

5. 前年度工事が完了していない状況での入札参加において、入札条件が工事着手日希望型だったので、前年度工事の完成日を明確にして頂きたい。

(下田土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

施工条件明示事項に明確に記載するよう周知を図ります。

6. 用水路補修工事において、断水可能時期が10月頃であるのに工期は4月からとなっています。適正な時期で工事発注をして頂きたい。

(西部農林事務所)

(回答：建設技術企画課)

用水路補修工事にあたっては、埋設箇所の既存地下埋設部の損傷を防止するための事前の試掘調査や、管更生工法の場合での管材製作に係る所要期間を確保するため、相当の準備期間を設けることから早期発注に努めています。

なお、技術者や現場代理人は、兼務規程の活用や工事着手するまでは専任を求める旨を入札公告にて示すようにしています。

Q2、着手前における問題点・要望点・提案事項

(当初図面・設計精度・設計照査・地元説明・支障物件・事前調査・関係機関との調整等)

・発生した問題点

1. 工事着手が速やかに実施できるようお願いします。

1-1. 河川工事において地元漁協から苦情があり、作業中止が発生しました。発注者か

らの施工予定の連絡が無いためであるので、事業計画の周知等関係機関との事前協議を確実に実施して頂きたい。（自治会、漁協、地権者、警察、海上保安部等）

（全般）

（回答：建設技術企画課）

工事の発注に当たっては、地元や関係機関等への説明、調整を行った上で発注するよう周知を図って参ります。

- 1-2. 東京電力の電柱が支障となり、1月に移設が予定されていましたが2月中旬まで移設できない事になり、隣接工事も含めて予定されていた施工が中止となり繰越できない工事であったので、その後の工程を組直し突貫体制となってしまいました。支障物件の移設を希望時期に確実に実施して頂きたい。（沼津土木事務所）

（回答：建設技術企画課）

工事の発注にあたっては、支障物件等を調査し事前に調整の上、発注することを再度周知します。やむを得ない理由により調整中で発注する場合は、施工条件明示事項に記載して発注するよう周知を図ります。なお移設の決定にあたっては、施工の支障とならない位置の選択や、移転日を決定する必要がありますので、御協力をお願いいたします。

2. 精度の高い発注図面の提供をお願いします。

- 2-1. 構造物の位置を設計図書に従って測量したところ、用地境界を越境していることが判明しました。構造物を施工した後では取り返しがつきません。精度の高い設計をして頂きたい。（全般）

（回答：建設技術企画課）

工事の発注にあっては、現地や設計図面を確認の上、発注するよう再度周知を図ります。設計業者等からの設計成果品についても、内容を確認の上、工事発注できる成果品として受理するとともに、工事監理連絡会の開催等により施工前の設計成果改善に努めて参ります。

- 2-2. 当初の設計図書で構造物を掘削すると現道や民地を侵してしまい、通行不能となります。何の対策（例：仮設矢板打込他）も考えられていませんでした。当初設計時に考慮して頂きたい。（沼津土木事務所）

（回答：建設技術企画課）

工事の発注にあっては、現地や設計図面を確認の上、発注するよう再度周知を

図ります。設計業者等からの設計成果品の受理についても、内容を確認の上、工事発注できる成果品として受理するとともに、設計業者等にも指導して参ります。

3. 工事契約後、現場を事前調査しましたが、隣接工事との調整により工事着手が約2ヶ月半遅れました。隣接工事との調整で工事着手が出来ない旨を発注者側に報告したところ、現場の状況を把握していませんでした。発注前に現場の状況を把握して頂きたい。
(全般)

(回答：建設技術企画課)

工事の発注に当たっては、現地の確認や関係機関等調整のうえ発注するよう周知を図ります。やむを得ない理由により調整中で発注する場合は、施工条件明示事項に記載して発注するよう周知を図って参ります。

4. 当初、盛土13万m³の土が他工事残土の搬入予定でしたが、実際には関係機関と調整がされておらず、搬入業者・土質・搬入時期・全体数量・日運搬数量が未定の中で調整を行うことがありました。結果、大幅に土量不足が生じて施工計画・工程立案が困難になりました。発注前に各関係機関との調整を確実にして頂きたい。
(浜松土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

工事の発注に当たっては、現地の確認や関係機関等調整のうえ発注するよう周知を図ります。やむを得ない理由により調整中で発注する場合は、施工条件明示事項に記載して発注するよう周知を図って参ります。

Q 3. 施工中における問題点・要望点・提案事項

(現場推進会議・技術・工法・工事一時中止・協議・指示等)

・発生した問題点

1. 当初設計に無い仮設鋼矢板IV型L=11m、延長70mを発注者と協議して施工することになりました。設計の矢板が近隣には無く県外(200km以上)から運搬しました。その運搬費は200万円以上となり、施工費を含めて全体見積書を施工前に早急に提出しました。しかし設計変更では運搬距離L=4kmで計上されていたため、その距離範囲の何処で矢板を調達するのか質問しましたが返答はなく、経費的に大幅な乖離が発生しました。実情に即した(実施可能な)設計変更をして頂きたい。

(沼津土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

工事内容に変更が生じる場合は、「設計変更ガイドライン」に基づき概算金額等が明記された指示書や協議書を交わしたうえ、現場に整合する適切な設計変更を行うよう周知徹底を図って参ります。

- 上記変更に際し、協議書、見積書とも施工前に早急に提出し、口頭での指示を受けましたが、実際の指示書を受理したのは完成検査の前日で、見直しも抗議も出来ない状況でした。指示書の殆どが完成検査前日に渡され、はるかに日付を遡って押印しました。ワンデータレスポンスとはおよそかけ離れた状態が日常化しています。大幅な改善をして頂きたい。

(沼津土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

原則、書面による指示または協議が行われていない場合は設計変更の対象とならないため、書面による指示を監督員へ要求してください。なお担当監督員で話が進まない場合は、主任監督員または総括監督員に相談してください。

- 一度看板等撤去（片付工）まで完了した後に、遅れた指示により追加施工 15m の施工をしましたが、予告や規制看板の設置撤去及び重機回送等の費用が 2 倍、追加測量等の経費や積算金額では施工不可能（切削機等の最低保証）もかかってしまいました。15m 程度の施工延長増なら同日対応出来たにも関わらず別日となり多大な経費を要しました。迅速な指示をして頂きたい。

(沼津土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

当初設計に追加する作業が発生した場合は、速やかに受注者へ指示し、設計変更ガイドラインに沿った適切な設計変更を行うよう周知を図って参ります。

- 発注者側の方針未決定により指示簿が遅く、受注者側で計画的な現場運営ができません。埋設廃棄物に関連する案件が特に遅く、1 年以上も施工方針が未決定でした。施工規模を活かした条件で受注した工事案件であっても、一定の施工範囲が着手不可能となった場合、大幅に施工条件が変化し全体工程の遅延に繋がります。迅速な対応をして頂きたい。

(浜松工事事務所)

(回答：建設技術企画課)

施工方針については、受注者との協議後、速やかに回答するよう周知を図ります。なお担当監督員で話が進まない場合は、主任監督員または総括監督員に相談

してください。

5. 橋脚底版部の鉄筋組立に必要な架台を隣接工事に合わせるとの理由で、材料費のみしか計上されませんでした。高さ 5m以上の底版の鉄筋組立には架台が必要であり、積算基準にも「架台を必要とする場合は、製作・組立費用を別途計上すること」となっていますので計上して頂きたい。
(島田土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

工事の発注に当たっては、基準書の内容を把握し、適切な設計積算を行い発注するよう周知を図ります。なお契約後、設計図書の照査において現場と設計との間に相違があった場合には発注者に書面で協議するとともに、「設計変更ガイドライン」を活用し協議していただくようお願いします。

Q 4. 設計変更・契約の問題点・要望点・提案事項

(変更書類・付加的業務・変更協議・変更金額・変更見積・工期延期・単価合意等)

・発生した問題点

1. 指示、協議において監督員の回答が遅く、変更業務に支障をきたし、年度末工事のためか、予算確定済とのことで変更増額ができませんでした。監督員 1人が担当する仕事量が現実の技量に見合っていないと感じました。改善して頂きたい。

(沼津土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

原則、書面による指示または協議が行われていない場合は設計変更の対象とならないため、書面による指示を監督員へ要求してください。なお担当監督員で話が進まない場合は、主任監督員または総括監督員に相談してください。

2. 揚重機械について、性能不足が明らかな機種で設計されている場合があります。港湾工事の場合、施工上の制約によりやむを得ず大型の機種により対応していますが、施工者の自由裁量の範囲を超えている場合があります。変更協議においては当初設計を基準として否認されることがあります、根拠を提示した場合にあっては、検討をして頂きたい。
(御前崎港管理事務所)

(回答：建設技術企画課)

工事の発注に当たっては、基準書の内容を把握し、適切な設計積算を行い発注するよう周知を図ります。なお契約後、設計図書の照査において現場と設計との間に相違があった場合には発注者に書面で協議するとともに、「設計変更ガイドライン」

を活用し協議していただくようお願いします。

3. 設計変更時の図面作成を受注者に依頼する場合は、付加的業務として費用を変更計上して頂きたい。未だに受注者が作成するのが当然という監督員が多いです。
(例：農道舗装改良工事において、計画横断縦断図が無く、受注業者での縦横断計画を作成しましたが、付加的業務として認めてもらいました)

(全般)

(回答：建設技術企画課)

設計変更に係る図面作成については、設計変更ガイドランに沿って適切な設計変更を行い、資料作成業務として契約変更対象に該当する場合にはその費用を計上するよう周知を図って参ります。

4. 竹伐採（約 1,500m²）を準備工の範疇と発注者の回答があり、設計変更の対象になりましたが、H31 年度では設計時より竹伐採が計上されていました。今後は計上して頂ける理解でよろしいでしょうか。 (袋井土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

工事の発注に当たっては、各現場状況に応じた適切な予定価格の算出に努めて参ります。

5. 最終工期が 20 力月の橋梁下部工工事で、第 1 回設計変更が工期の延長と共に当初契約から 18 力月後に実施されました。変更契約後に 17 力月遡り指示書「設計図面及び数量計算書について」を頂きました。また設計照査で「計上する」との回答が記載されている項目についても、変更時には計上されていませんでした。照査の回答を守って頂きたい。 (袋井土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

設計変更に当たっては、施工前に書面による指示を受ける必要があるため、監督員に書面による指示を要求してください。また設計照査で指示を受けた内容については、「設計変更ガイドライン」に則り、適切に対応するよう周知を図って参ります。

6. 設計変更の打合せをし、お互いに数量を確認しましたが変更数量が違いました。理由の説明もして頂けませんでした。設計変更打合せの数量（実数）を計上して頂き

たい。

(島田土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

工事内容に変更が生じる場合は、書面による変更指示または変更契約が行われた上で施工を開始してください。なお指示書や協議書においても、数量や概算変更額等が明記された書面を交わすよう監督員に要求してください。

Q 5. その他

(工事検査・工事成績評定・書類の簡素化・ワンデーレスpons・VE提案・監督員の対応・その他)

・発生した問題点

1. ワンデーレスponsが守られていません。変更工種、数量等回答が得られないと施工進捗に影響するので回答期限、ルールを守って頂きたい。 (全般)

(回答：建設技術企画課)

県は「品確法」が求める適切な監督の実施に向け、ワンデーレスponsに取り組んでいますが、同様の御指摘が例年繰り返されている現状を真摯に受け止め、引き続き監督員への周知を図るなどの改善に努めてまいります。

なお担当監督員で話が進まない場合は、主任監督員または総括監督員に相談してください。

2. 監督員が移動する際の引継ぎが不十分なため、工事の進捗が遅れています。関係機関との協議事項、地権者の要望事項、現場の特殊条件、変更データ等を確実に、正確に引継ぎして頂きたい。 (全般)

(回答：建設技術企画課)

監督員の引継ぎに漏れが生じないよう、受発注者間で交わした協議書等の書類を管理する他、特に留意点等を書面上で残した上で引継ぐよう周知を図って参ります。

3. 書類簡素化によって提出書類は減少しましたが、提示書類も多いので結局書類を作成しなければならず、提出減少により発注者側の保存書類が減少しただけで、書類簡素化の実態は進んでいないように思われます。改善して頂きたい。 (全般)

(回答：工事検査課・建設技術企画課)

・平成24年度に「土木工事書類の簡素化実施要領」を定め、これまでに20書類、

のべ27件の工事書類の簡素化を図り、検査や監察時に実施状況の把握を行っており、今後も引き続き、更なる簡素化に努めてまいります。

- ・令和元年度より、情報共有システムを導入しており、提出書類作成の負担軽減を図るとともに、書類検査もシステムの活用により一層の省力化に努めて参ります。

4. 工事着手時に数量計算書を頂きたいと申し出ましたが、「ありません」との回答でした。発注工事の数量根拠は何処に在るのでしょうか。また、数量計算書を頂けない理由を教えて頂きたい。 (島田土木事務所)

(回答:建設技術企画課)

土木工事に係る工事数量については、設計図面等をもとに長さ、面積、体積等を土木工事数算出要領(国土交通省発行)にしたがって算出しています。工事発注にあたっては、数量根拠を明確にした設計図書を作成するよう周知を図って参ります。

5. 小規模工事や浚渫、業務委託等、工種・数量・測点が少ない工事について評価対象が少ないので、検査時に工事成績評定に苦しむと言われ実際に低い点数でした。工事の種類によって低い評価しかもらえない状態では、受注者の会社平均点が下がる事が明白なので受注意欲も無くなります。工事の規模、工種に関わらず良いものを作る為最善の努力をしているので評価基準を見直して頂きたい。 (全般)

(回答:工事検査課)

県の工事成績評定は、「品確法」で求めている評定項目の標準化のため、「国土交通省地方整備局工事成績評定実施要領」や他県情報に基づき策定しており、県独自の評価基準の見直しは困難と考えています。

また、平成29年3月に、小規模工事等への対応としまして、当該工事の主要な工種のばらつき判断できる測点数について、10点から5点に変更する旨を通知しております。

6. 5月末の検査予定をしていましたが変更契約が事務所側の事情で大幅に遅れました。検査の予定が決まらず工期延長となり検査は7月中旬と2ヶ月遅れました。この遅れにより配属職員等の拘束期間が長くなり受注機会の損失に繋がるので、最終設計変更の為の工期延期は避けて頂きたい。尚、他工事においても工期延期を5回(6ヶ月延長、変更作業の先送り)した事例もあります。 (沼津土木事務所工事)

(回答：建設技術企画課)

設計変更ガイドラインに沿って速やかに変更手続きをおこなうよう周知を図ります。

Q 6. 要望したい情報提供について

(ICT 施工、担い手確保、働き方改革、キャリアアップシステム等)

1. 県土木発注工事の安全管理特記仕様書のモデルケースを公表して頂きたい。(発注者が何を求めているのか？知りたいのでお願いしたい。) (沼津土木事務所)

(回答：工事検査課)

工事安全管理に関する特記仕様書で定めた「予想される事故対策リスト」については、様式と併せ「作成例」を示して通知しております。また、受・発注者合同研修会や土木技術説明会等でも、「予想される事故対策リスト」と「工事事故ハザードマップ」の作成事例を紹介しており、今後も、研修会やニュースレターなどを通じて周知に努めてまいります。

2. 休日確保について、協力業者の作業員は日給者が多く雨天休工の場合は休日となり、給料は出ません。週休二日制を実施したいところですが日給者の給与（生活費）確保と工程進捗のため、下請元請の意見が一致して、土曜日はなかなか休日にできません。特に繰越出来ない年度末工事や、当初から工期設定の厳しい工事においてはその傾向が顕著です。働き方改革でも業種による特徴があることを考慮して頂きたい。 (全般)

(回答：建設技術企画課)

工期設定支援システムを活用し、発注者の責務である「適正な工期設定」を行うことで、週休 2 日に取り組みやすい環境整備を推進するよう努めて参ります。

3. 交通整理人が不足しています。昨年、静岡県東部全ての警備会社に電話連絡しましたが、全て断られ工事着手が出来ませんでした。今後も、交通整理人を確保できず、工事着手出来ない現場が増えると思われます。この問題に対する静岡県としての取組等を教えて頂きたい。 (全般)

(回答：建設技術企画課)

交通誘導員不足時の緩和措置として、工事請負業者の従業員が警備を行う「自家

警備」の活用について関係機関を集めた会議を開催するなど、自家警備を認める条件について現在検討中です。

4. I C T 舗装工の更なる簡素化、要領書の明確化をして頂きたい。 (全般)

(回答：建設技術企画課)

I C T 舗装工は、平成 29 年度の試行を実施した現場の実情を踏まえて、平成 30 年度より、断面管理を適用基準に追加し、面管理の負担軽減を図りました。

受注者希望型として試行を継続していますが、実施件数が限られるため、簡素化や要領等の検討、整備ができない状況です。

I C T 舗装工の拡大と標準化については、現場の実施状況を踏まえて、検討して参ります。

5. 休日確保に努めますが、発注者工期設定時での休日設定について情報提供頂きたい。

(全般)

(回答：建設技術企画課)

静岡県では平成 30 年度に工期設定実施要領を定めており、実働日数のほか、休日（土日祝日、年末年始・夏季休暇）や降雨・降雪日等の不稼働日を考慮した適正な工期設定を行っているところです。

6. 担い手確保の問題は年々深刻さを増しており、この解決策として各社は雇用する社員の定年年齢を引上げざるを得なくなっています。そのため高齢者社員・協力業者が起因となる事故発生リスクが大きくなっています。この担い手確保の問題に対して静岡県様は、I C T 施工推進以外に対策等がありましたら教えて頂きたい。

(全般)

(回答：建設業課)

将来的な担い手を確保するためには、建設産業に対する理解を若年のうちから醸成していくことが必要であるため、小・中・高校や教員・保護者を対象とした現場見学会、出前講座、インフラツーリズム等を開催し、建設産業の現場にふれ、建設産業に従事する職員の意見を聞く機会を提供することによって、建設産業のイメージ向上と建設産業への理解促進を図っている。